

改正案（平成24年11月14日）	現 行
<p>第1編 冷凍食品認定制度                      冷凍食品認定制度要綱                      （冷凍食品認定制度の目的）第1条第1項                      社団法人日本冷凍食品協会（以下、「協会」という。）は、会員の製造する冷凍食品の品質及び衛生管理の向上に関する継続的な指導を行うために冷凍食品認定制度（以下、「認定制度」という。）を設け、冷凍食品製造工場で一定基準以上に達していると認めた工場で製造され、品質、<u>表示</u>及び衛生の基準に適合した製品について、その製品に対し協会の定める格付の表示を付すことを認めることにより、冷凍食品産業の発展及び消費者の信頼性の確保を図ると<u>共に</u>、食品の安定供給と食料資源の有効利用により、国民の豊かな食生活に寄与することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">第2項</p> <p><u>前項の目的を達成するために、冷凍食品製造工場認定要領（以下、「認定要領」という。）、冷凍食品製造工場認定基準（以下、「認定基準」という。）、冷凍食品の品質基準（以下、「品質基準」という。）、冷凍食品の表示基準及び表示様式（以下、「表示基準」という。）、冷凍食品の衛生基準及び試験方法（以下、「衛生基準」という。）等を定める。</u></p> <p>（冷凍食品の定義）第2条第1項                      冷凍食品とは、選別、洗浄、不可食部の除去等の前処理及びこれらを加熱、調味、成型処理等を行ったものを急速凍結し、凍結状態で保持した包装食品をいう。</p> <p style="text-align: center;">第2項</p> <p>水産冷凍食品とは、水産物の冷凍食品を、農産冷凍食品とは農産物の冷凍食品を、畜産冷凍食品とは畜産物の冷凍食品を、その他の冷凍食品とはパンや菓子類等の<u>冷凍食品</u>を、調理冷凍食品とは水産冷凍食品、農産冷凍食品、畜産冷凍食品、その他の冷凍食品以外の冷凍食品をいう。</p> <p><u>（認定制度の運営）第3条</u>                      第3条 <u>協会は、第1条第2項で定める認定要領に従って認定制度を運営する。</u></p> <p><u>（冷凍食品製造認定工場）第4条</u>                      冷凍食品製造工場において、<u>第1条第2項で定める認定基準を満たしていると共に、当該工場で生産される冷凍食品（以下、「製品」という。）が、品質基準、表示基準及び衛生基準（以下、「製品基準」という。）を満たしていると認定された工場を、</u>冷凍食品製造認定工場（以下、「認定工場」という。）という。</p> <p>（格付の表示及び数量）第5条第1項                      認定工場は冷凍食品の<u>分類</u>ごとにあらかじめ協会の認定を受けて、<u>製品基準を満たして製造又は加工した製品の容器又は包装に、</u>協会により格付したことを示す表示（以下、「認定証票」という。）を印刷することができる。</p> <p style="text-align: center;">第2項</p> <p><u>認定証票を印刷した冷凍食品は、格付したものととして、その生産量を財団法人日本冷凍食品検査協会（以下、「検査協会」という。）に毎月届けなければならない。</u></p> <p>（認定証票の交付及び様式）第6条第1項                      協会は、認定工場に対し、その工場の製品に印刷する認定証票の清刷りを交付する。</p> <p style="text-align: center;">第2項</p> <p>前項に定める認定証票の様式及び表示の方法は別記1に定める。</p> <p>（要綱、要領及び基準の改定、廃止）第7条第1項  <u>本要綱、認定要領、認定基準、製品基準の改定又は廃止をしようとするときは、品質・技術部会で議決してなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第7条第2項</p> <p>前項の議決後、その内容を速やかに会員に通知しなければならない。</p> <p>附則（平成20年4月1日 制定）                      1. この冷凍食品認定制度は、平成21年4月1日から施行する。                      2. この制度に基づく、事前申請の受付及び認定審査は平成20年9月1日<u>から</u>行うことができるものとする。                      3. 昭和45年2月5日制定の「冷凍食品の品質・衛生についての自主的指導基準」<u>（以下、「旧制度」という。）</u>は平成21年3月31日をもって廃止する。                      4. 旧制度に基づく認定工場は、平成21年3月31日をもってその資格が失効し、旧制度による更新は行わない。</p> <p><u>附則（平成23年6月13日 一部改定）</u>                      この要綱は、平成23年9月1日から施行する。</p> <p><u>附則（平成24年11月14日 一部改定）</u>                      この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p>	<p>第1編 冷凍食品認定制度                      冷凍食品認定制度要綱                      （冷凍食品認定制度の目的）第1条第1項                      社団法人日本冷凍食品協会（以下、「協会」という。）は、会員の製造する冷凍食品の品質及び衛生管理の向上に関する継続的な指導を行うために冷凍食品認定制度（以下、「認定制度」という。）を設け、冷凍食品製造工場で一定基準以上に達していると認めた工場で製造され、品質及び衛生の基準に適合した製品について、その製品に対し協会の定める格付<u>け</u>表示を付すことを認めることにより、冷凍食品産業の発展及び消費者の信頼性の確保を図ると<u>ともに</u>、食品の安定供給と食料資源の有効利用により、国民の豊かな食生活に寄与することを目的とする。</p> <p><u>（冷凍食品製造認定工場）第3条</u>                      この認定制度で冷凍食品製造認定工場（以下、「認定工場」という。）と<u>は、第2編で定める冷凍食品製造工場認定基準（以下、「認定基準」という。）を満たす冷凍食品製造工場をいう。</u></p> <p><u>（冷凍食品の規格）第4条</u>                      冷凍食品の規格とは、品質（品温、品位、重量、包装等）、表示及び衛生についての基準をいう。</p> <p>（冷凍食品の定義）第2条第1項                      この認定制度で冷凍食品とは、選別、洗浄、不可食部の除去等の前処理及びこれらを加熱、調味、成型処理等を行ったものを急速凍結し、凍結状態で保持した包装食品をいう。</p> <p style="text-align: center;">第2項</p> <p>水産冷凍食品とは、水産物の冷凍食品を、農産冷凍食品とは農産物の冷凍食品を、畜産冷凍食品とは畜産物の冷凍食品を、その他の冷凍食品とはパンや菓子類等を、調理冷凍食品とは水産冷凍食品、農産冷凍食品、畜産冷凍食品、その他の冷凍食品以外の冷凍食品をいう。</p> <p>記載なし。</p> <p>（冷凍食品製造認定工場）第3条                      この認定制度で冷凍食品製造認定工場（以下、「認定工場」という。）と<u>は、第2編で定める冷凍食品製造工場認定基準（以下、「認定基準」という。）を満たす冷凍食品製造工場をいう。</u></p> <p>（格付の表示）第5条                      認定工場は冷凍食品の<u>種類</u>ごとにあらかじめ協会の認定を受けて、<u>製造又は加工した製品を前条の品質及び衛生についての基準による格付の検査を行い、その容器又は包装に</u>協会により格付したことを示す表示（以下、「認定証票」という。）を印刷（貼付）することができる。</p> <p>記載なし。</p> <p>（認定証票の交付及び様式）第6条第1項                      同左。</p> <p style="text-align: center;">第2項</p> <p>前項に定める認定証票の様式及び表示の方法は別記<u>様式1</u>に定める。</p> <p>（規格及び基準の改訂、廃止）第7条第1項  <u>第4条の冷凍食品の規格及び第2編冷凍食品製造工場認定基準の改訂又は廃止をしようとするときは、品質・技術部会で議決してなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第7条第2項</p> <p>同左。</p> <p>附則（平成20年9月1日 制定、平成24年7月11日 改定）                      1. この新制度（冷凍食品認定制度）は平成21年4月1日より施行する。                      2. 新制度に基づく、事前申請の受付及び認定審査は平成20年9月1日<u>より</u>行うことができるものとする。                      3. 昭和45年2月5日制定の「冷凍食品の品質・衛生についての自主的指導基準」は平成21年3月31日をもって廃止する。                      4. 旧制度に基づく認定工場は、平成21年3月31日をもってその資格が失効し、旧制度による更新は行わない。                      5. <u>冷凍食品認定制度は平成24年7月11日に一部改定を行い、平成24年10月1日より施行する。</u></p>

改正案（平成24年11月14日）	現 行																																																																			
<p>第1編 冷凍食品認定制度 冷凍食品製造工場認定要領 第1章 冷凍食品製造工場の認定 （認定の目的）第1条第1項 協会は、消費者より信頼される冷凍食品を提供するため、認定工場で生産される冷凍食品の品質及び衛生についての指導を行う。</p> <p style="text-align: center;">第2項</p> <p>前項の指導は、その教育的機能に重点を置き、品質の不適正な製品の生産を事前に予防すると<u>共に</u>、品質及び衛生の向上を図ることを主眼とする。そのため、認定工場の製造に従事する者の指導教育に力を注ぎ、品質管理及び衛生管理の充実に重点を置くものとする。</p> <p>（認定工場の責務）第2条 認定工場は、品質及び衛生等についての格付検査を受けると<u>共に</u>、品質及び衛生の向上に努めなければならない。</p> <p>（認定工場の対象及び審査）第3条第1項 認定工場の対象は、会員の冷凍食品製造工場とし、認定を受けるためには当該工場が認定基準を、<u>かつ製品が製品基準</u>を満たしているか協会の審査（以下、「認定審査」という。）を受けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第3条第2項</p> <p><u>認定審査は、認定基準を構成するⅠ．品質・衛生管理体制に係わる基準（以下、「基準Ⅰ」という。）及びⅡ．施設・設備に係わる基準（以下、「基準Ⅱ」という。）により評価する。評点は、「冷凍食品の認定制度規定の運用」（以下、「運用評価」という。）で決められた方法による。</u></p> <p>（認定の可否）第4条 <u>認定工場は、認定審査あるいは第6条第2項で定める更新審査の結果において、次の各号を全て満たしていなければならない。</u> <u>(1) 基準Ⅰ及び基準Ⅱの総合評点がいずれも60点以上であること。</u> <u>(2) 基準Ⅰ及び基準Ⅱの各項目の評点が全て30点以上であること。</u> <u>(3) 製品が製品基準に適合していること。</u></p> <p>（有効期間の査定）第5条第1項 協会は、<u>前条により適合とされた</u>冷凍食品製造工場について、<u>原則として基準Ⅰ及び基準Ⅱの評点に基づき次回更新までの認定有効期間</u>（以下、「有効期間」という。）を査定する。</p> <p style="text-align: center;">第2項</p> <p>認定工場の有効期間は4年を<u>基本</u>とする。但し、認定基準を満たしているものの、より高い品質及び衛生水準を目指す必要があると判断された場合には、改善を促すため短縮した有効期間を設けることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3項</p> <p>前項の短縮した有効期間は、<u>2年または3年</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">第4項</p> <p><u>評点に基づく</u>認定工場の有効期間は、<u>次の表1の通り</u>とする。</p> <p>表1. 基準と有効期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">認定基準</th> <th rowspan="2">品質基準</th> <th rowspan="2">表示基準</th> <th rowspan="2">衛生基準</th> <th rowspan="2">有効期間</th> </tr> <tr> <th>基準Ⅰの評点</th> <th>基準Ⅱの評点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80点以上</td> <td>80点以上</td> <td rowspan="2">適合</td> <td rowspan="2">適合</td> <td rowspan="2">適合</td> <td rowspan="2">4年（標準）工場</td> </tr> <tr> <td>各項目30点以上</td> <td>各項目30点以上</td> </tr> <tr> <td>70点以上</td> <td>70点以上</td> <td rowspan="2">適合</td> <td rowspan="2">適合</td> <td rowspan="2">適合</td> <td rowspan="2">3年（短縮）工場</td> </tr> <tr> <td>各項目30点以上</td> <td>各項目30点以上</td> </tr> <tr> <td>60点以上</td> <td>60点以上</td> <td rowspan="2">適合</td> <td rowspan="2">適合</td> <td rowspan="2">適合</td> <td rowspan="2">2年（短縮）工場</td> </tr> <tr> <td>各項目30点以上</td> <td>各項目30点以上</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第5項</p> <p>認定調査の個別項目中に、認定制度の要綱・要領で求められる品質管理及び衛生管理に係わる重大な欠点があると認定委員会で判定された場合、認定委員会は有効期間の短縮を決定することができる。</p> <p>（有効期間の開始日）第6条第1項 有効期間の開始日は、<u>審査を受け認定された日</u>とする。</p>	認定基準		品質基準	表示基準	衛生基準	有効期間	基準Ⅰの評点	基準Ⅱの評点	80点以上	80点以上	適合	適合	適合	4年（標準）工場	各項目30点以上	各項目30点以上	70点以上	70点以上	適合	適合	適合	3年（短縮）工場	各項目30点以上	各項目30点以上	60点以上	60点以上	適合	適合	適合	2年（短縮）工場	各項目30点以上	各項目30点以上	<p>第1編 冷凍食品認定制度 冷凍食品製造工場認定要領 第1章 冷凍食品製造工場の認定 （認定の目的）第1条第1項 協会は、消費者より信頼される冷凍食品を提供するため、<u>本制度により</u>認定工場で生産される冷凍食品の品質及び衛生についての指導を行う。</p> <p style="text-align: center;">第2項</p> <p>前項の指導は、その教育的機能に重点を置き、品質の不適正な製品の生産を事前に予防すると<u>ともに</u>、品質及び衛生の向上を図ることを主眼とする。そのため、認定工場の製造に従事する者の指導教育に力を注ぎ、品質管理及び衛生管理の充実に重点を置くものとする。</p> <p>（認定工場の責務）第2条 認定工場は、品質及び衛生についての格付検査を受けると<u>ともに</u>、品質及び衛生の向上に努めなければならない。</p> <p>（認定工場の対象及び審査、<u>査定</u>）第3条 認定工場の対象は、会員の冷凍食品製造工場とし、認定を受けるためには当該工場が認定基準を満たしているか協会の審査（以下「認定審査」という。）を受けなければならない。<u>その結果により認定有効期間を査定する。</u></p> <p style="text-align: center;">（有効期間の決定）第6条第1項</p> <p><u>協会が認定する冷凍食品製造工場とは、認定審査及び更新審査の結果において冷凍食品製造工場認定基準（第2編）の「Ⅰ．品質・衛生管理体制に係わる基準」及び「Ⅱ．施設・設備に係わる基準」の評点がいずれも60点以上で、かつ上記基準の各項目の全て（基準Ⅰについては11項目、基準Ⅱについては8項目）が30点以上であること、ならびに冷凍食品の品質基準（第3編）、冷凍食品の表示基準及び表示様式（第4編）、及び冷凍食品の衛生基準及び試験方法（第5編）に適合しているものをいう。</u> <u>認定された工場の更新期間は基本的に冷凍食品製造工場認定基準（第2編）の基準Ⅰ及びⅡの評点（*）に基づき決定する。なお、この評点（*）は「冷凍食品の認定制度規定の運用」で決められた評価基準に従って算出する。</u> （※以下の文章は、「改定案」第5条第5項に該当する「現行」欄に記載。）</p> <p>（有効期間の査定）第5条 協会は、<u>認定基準を満たした</u>冷凍食品製造工場について、<u>第6条に定めるところにより認定の有効期間を査定する。</u></p> <p style="text-align: center;">（認定の有効期間）第4条第1項</p> <p>認定工場の<u>認定の有効</u>期間は4年を<u>限度</u>とする。但し、認定基準を満たしているものの、<u>将来的に</u>より高い品質及び衛生水準を目指す必要があると判断された場合等においては、改善を促すため短縮した有効期間を設けることができる。</p> <p style="text-align: center;">第2項</p> <p>前項の短縮した有効期間は2年または3年とする</p> <p style="text-align: center;">（有効期間の決定）第6条第2項</p> <p><u>新規の認定工場、及び格付実績のある認定工場の更新期間は次の通りとする。</u> <u>第4条第2項で定める短縮した認定期間の評価基準は以下の通りとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">第2編</th> <th>第3編</th> <th>第4編</th> <th>第5編</th> <th rowspan="2">認定の更新期間</th> </tr> <tr> <th>Iの評点</th> <th>IIの評点</th> <th>基準</th> <th>基準</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80点以上</td> <td>80点以上</td> <td rowspan="2">適合</td> <td rowspan="2">適合</td> <td rowspan="2">適合</td> <td rowspan="2">4年（標準）工場</td> </tr> <tr> <td>全項目30点以上</td> <td>全項目30点以上</td> </tr> <tr> <td>70点以上</td> <td>70点以上</td> <td rowspan="2">適合</td> <td rowspan="2">適合</td> <td rowspan="2">適合</td> <td rowspan="2">3年（短縮）工場</td> </tr> <tr> <td>全項目30点以上</td> <td>全項目30点以上</td> </tr> <tr> <td>60点以上</td> <td>60点以上</td> <td rowspan="2">適合</td> <td rowspan="2">適合</td> <td rowspan="2">適合</td> <td rowspan="2">2年（短縮）工場</td> </tr> <tr> <td>全項目30点以上</td> <td>全項目30点以上</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（有効期間の決定）第6条第1項</p> <p>（※冒頭の文章は、「改定案」第3条第2項及び第4条に該当する「現行」欄に記載。） <u>ただし、認定調査の個別項目中に本認定制度の要綱・要領で求められる品質保証に係わる重大な欠点があると冷凍食品製造工場認定委員会（以下「認定委員会」という。）で判定された場合、認定委員会は更新有効期間の短縮を審議・決定することができるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（認定の有効期間）第4条第3項</p> <p>有効期間の開始日は審査を受け認定された日とする。</p>	第2編		第3編	第4編	第5編	認定の更新期間	Iの評点	IIの評点	基準	基準	基準	80点以上	80点以上	適合	適合	適合	4年（標準）工場	全項目30点以上	全項目30点以上	70点以上	70点以上	適合	適合	適合	3年（短縮）工場	全項目30点以上	全項目30点以上	60点以上	60点以上	適合	適合	適合	2年（短縮）工場	全項目30点以上	全項目30点以上
認定基準		品質基準					表示基準	衛生基準	有効期間																																																											
基準Ⅰの評点	基準Ⅱの評点																																																																			
80点以上	80点以上	適合	適合	適合	4年（標準）工場																																																															
各項目30点以上	各項目30点以上																																																																			
70点以上	70点以上	適合	適合	適合	3年（短縮）工場																																																															
各項目30点以上	各項目30点以上																																																																			
60点以上	60点以上	適合	適合	適合	2年（短縮）工場																																																															
各項目30点以上	各項目30点以上																																																																			
第2編		第3編	第4編	第5編	認定の更新期間																																																															
Iの評点	IIの評点	基準	基準	基準																																																																
80点以上	80点以上	適合	適合	適合	4年（標準）工場																																																															
全項目30点以上	全項目30点以上																																																																			
70点以上	70点以上	適合	適合	適合	3年（短縮）工場																																																															
全項目30点以上	全項目30点以上																																																																			
60点以上	60点以上	適合	適合	適合	2年（短縮）工場																																																															
全項目30点以上	全項目30点以上																																																																			

## 第2項

継続して認定を受ける場合には、有効期間満了日までに認定基準及び製品基準を満たしているかどうかの審査（以下、「更新審査」という。）を受けなければならない。その審査結果に基づき、更新後の合否の評価及び有効期間の査定を行う。

- （認定の取消し及び取下げ並びに通知）第7条第1項  
協会は、認定工場が次の各号の一つに該当すると認めるときは、認定を取り消すと共に、一定期間（欠格期間）を定め、認定を認めないことができるものとする。
- (1) 当該認定工場が認定基準及び製品基準に適合しなくなったとき。
  - (2) 当該認定工場において冷凍食品の製造事業を廃止したとき。
  - (3) 当該工場が不当な手段により認定を受けたとき。
  - (4) 当該認定工場において、協会の定める認定を受けずに、認定証票の付された冷凍食品を販売したとき。
  - (5) 当該認定工場の製品について第28条で定める「市販品の調査」等の結果、不適合があることが明らかになったとき。
  - (6) 国内外を問わず企業活動において、法令及び認定制度等に著しく反する行為が認められたとき。
  - (7) 当該認定工場において正当な理由がなく年間格付数量基準(60トン以上)を守れなかったとき。
  - (8) 冷凍食品格付依頼書による格付数量を偽り、過少申告したとき。
  - (9) 当該認定工場において、第26条で定める認定証票使用料を検査協会に対し、1年以上、滞納したとき。
  - (10) 当該認定工場に係わる事業者から認定取り下げ、もしくは協会からの退会申請があったとき。
  - (11) 第7条第2項の立入調査に対して、正当な理由がなく拒否を行ったとき。
  - (12) その他、協会の名誉を著しく傷付けたとき。

## 第2項

協会は、前項及び第27条に抵触する疑義がある場合、当該認定工場への立入調査を行うことができる。当該工場は、正当な理由がない限り、この立入調査を拒否することはできない。

## 第3項

協会は、第1項により認定を取り消したときは、遅滞なく当該認定工場及び検査協会に対し、その旨に理由を付して文書をもって通知する。

## 第2章 冷凍食品製造工場認定委員会

（認定委員会の設置）第8条  
認定制度の円滑な運用を図るため、認定委員会を置くものとする。

（委員の構成）第9条第1項  
認定委員会は、協会の役員、学識経験者各1名以上及びその他有識者により、5名以内で構成する。

## 第2項

委員は、協会会長が委嘱するものとする。

（認定委員会の役割）第10条第1項  
認定委員会は、協会の諮問に応じ、要綱、要領、認定基準、製品基準及び運用規定の改定、もしくは廃止について審議し、品質・技術部に報告を行う。

## 第2項

- 認定委員会は、次の事項について審議・決定する。
- (1) 工場認定のための調査結果に基づく認定可否、有効期間及び必要とする付帯事項。
  - (2) 第7条第1項で定める認定の取消し要件に基づく、工場認定の取消し、欠格期間の設定及び付帯措置。
  - (3) 認定及び取消しに関する異議申立の取扱い。

（利害関係者の意見の表明）第11条  
前条第2項に利害関係のある者は、認定委員会に出席して意見を述べることができる。

## 第3章 国内冷凍食品製造工場の認定申請手続

（国内工場の認定申請）第12条第1項  
協会の会員は、協会に対し、工場の認定を申請することができる。申請にあたっては、水産冷凍食品、農産冷凍食品、畜産冷凍食品、調理冷凍食品及びその他の冷凍食品の種類（以下、「分類」という。）を明記しなければならない。

## 第4項

継続して認定を受ける場合には、有効期間満了日までに認定基準を満たしているかどうかの審査（以下、「更新審査」という。）を受けなければならない。その審査結果に基づき更新後の認定の有効期間を決定する。

- （認定の取消し及び取下げ並びに通知）第7条第1項  
協会は、認定工場が次の各号の一つに該当すると認めるときは、認定を取り消すと共に一定期間（欠格期間）を定め、認定を認めないことができるものとする。
- (1) 当該認定工場が認定基準に適合しなくなったとき。
  - (2) 当該認定工場において冷凍食品の製造事業を廃止したとき。
  - (3) 当該工場が不当な手段により認定を受けたとき。
  - (4) 当該認定工場において、協会の定める認定を受けずに、認定証票の付された冷凍食品を販売したとき。
  - (5) 当該認定工場の製品について第28条の規定による「市販品等の調査」の結果、その内容と付された認定証票に齟齬があることが明らかになったとき。
  - (6) 国内外を問わず企業活動において、法令ならびに冷凍食品認定制度等に著しく反する行為が認められたとき。
  - (7) 当該認定工場において正当な理由がなく年間格付数量基準(60トン以上)を守れなかったとき。
  - (8) 当該認定工場に係わる事業者から認定取り下げ、もしくは協会からの退会申請があったとき。
  - (9) 第7条第2項の立ち入り調査に対して、正当な理由がなく拒否を行ったとき。
  - (10) その他、協会の名誉を著しく傷付けたとき。

## 第2項

協会は認定工場の認定に係わる第7条及び第25条に関して何らかの疑義があり、確認のために認定工場の調査が必要と判断した場合、当該認定工場への立ち入り調査を行うことができる。当該工場は正当な理由がない限りこの立ち入り調査を拒否することはできないものとする。

## 第3項

協会は、前項の規定により認定を取消したときは、遅滞なく当該認定工場に係わる製造業者及び財団法人日本冷凍食品検査協会（以下、「検査協会」という。）に対し、その旨に理由を付して文書をもって通知する。

## 第2章 冷凍食品製造工場認定委員会設置要領

（認定委員会の設置）第8条  
同左。

（委員の構成）第9条第1項  
認定委員会は、協会の役員、学識経験者各1名以上、その他有識者5名以内を以て構成する。

## 第2項

同左。

（認定委員会の性格及び審議事項）第10条  
(1) 冷凍食品製造工場認定要領（以下「認定要領」という。）の運用に際して発生する、事項の改廃に関する内容。

## 第10条

- 認定委員会は、協会の諮問に応じ、次の事項について審議する。
- (2) 工場認定のための調査結果及び認定可否の審議・決定、認定の有効期間（規定外）の変更の審議・決定。
  - (3) 規定に定められた認定基準の適用について疑義がある場合の審議・決定。
  - (4) 認定及び取消しに関する異議申立てが行われた場合の審議・決定。

（異議申立）第23条第1項  
認定更新に関して、異議の申立てがあったときは、認定委員会において審議し、処理する。

（利害関係者の意見の表明）第11条  
当該諮問事項に利害関係のある者は、認定委員会に出席して意見を述べることができる。

## 第3章 国内冷凍食品製造工場の認定申請手続

（国内工場の認定申請）第12条第1項  
協会の会員は、協会に対し、水産冷凍食品、農産冷凍食品、畜産冷凍食品、調理冷凍食品及びその他の冷凍食品の区分ごとに認定工場として申請することができる。

## 第2項

前項の申請には、当該工場ごとに、様式1「冷凍食品製造工場認定申請書（以下、「認定申請書」という。）及び認定申請書添付書類を各3部、協会に提出しなければならない。

## 第3項

申請にあたっては、当該工場で格付表示する製品の数量（以下、「格付数量」という。）の合計が、年間60トン以上の見込みであり、なおかつ申請する分類ごとの格付数量が0トンの見込みであってはならない。

## 第4項

認定を申請する工場は、品質管理、衛生管理及び施設・設備に係わる管理等に習熟した者を品質管理責任者として1名を選任し、協会に届け出なければならない。

（認定審査料の納付）第13条

申請者は、認定申請が受理された後、第30条に定める認定審査料等を検査協会の請求に基づき事前に納入しなければならない。

（認定審査）第14条

第12条及び第17条の申請が行われたときは、協会は検査協会に対し、当該申請工場が認定基準及び製品基準に適合しているか、調査を依頼する。認定委員会は、その調査結果に基づき、当該工場の認定の可否及び有効期間の査定等を行う。

（結果の通知、異議申立）第15条第1項

協会は、前条に基づく認定の可否及び有効期間について、当該申請者及び検査協会に対し、遅滞なく文書をもって通知する。

## 第2項

当該申請者は、認定の可否の通知を受け取った日から15日以内に、認定委員会に対し異議の申立をすることができる。

（変更の届出）第16条

認定工場は、第12条第2項で定める認定申請書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、定められた様式を各3部協会に提出しなければならない。

## 第4章 海外冷凍食品製造工場の認定申請手続

（海外工場の認定申請）第17条

海外工場の認定申請は、第12条を準用する。なお、様式2「海外冷凍食品製造工場の認定条件の申請及び認定申請書添付書類」を各3部、協会に提出しなければならない。

（認定申請の条件）第18条第1項

前条で定める海外工場の認定申請にあたっては、協会の会員である日本企業が全額又は一部出資している会社が所有する工場とし、日本の会員企業による指導・管理を十分行うことができること又はこれらと同等の指導・管理を行うことができると認められることを条件とする。

## 第2項

日本の会員企業は、当該海外工場と協会との連絡窓口を設けると共に、業務指導、会費・指導料の徴収等の円滑な遂行に努めるものとする。

（認定審査料の納付、認定審査、結果の通知、異議申立及び変更の届出）第19条

認定審査料の納付、認定審査、結果の通知、異議申立及び変更の届出は、第13条から第16条までの規定を準用する。

## 第5章 認定工場の更新手続

（更新の申請）第20条

第6条第2項の更新審査の手続きは、次の通りとする。

(1) 更新を希望する認定工場は、様式8、9による冷凍食品製造工場認定更新申請書（以下、「更新申請書」という。）3部を協会に提出しなければならない。

(2) 更新申請は、認定の有効期間満了日の6ヶ月前より受け付けるものとする。その満了日を過ぎた場合には、改めて第3条に基づく認定審査を受けなければならない。

(3) 協会は、更新申請があった当該工場について、第12条3項及び第17条の基準を満たしていることを確認し、更新申請を受け付ける。

## 第2項

前項の申請には、当該工場ごとに様式1「冷凍食品製造工場認定申請書（以下、「認定申請書」という。）」及び認定申請書添付書類各3部を協会に提出しなければならない。

## 第3項

認定申請にあたっては当該工場の年間格付数量が60トン以上あることを条件とする。

（品質管理責任者の設置）第26条第1項

認定工場は当該認定工場の品質管理を担当する職員の中から、品質管理、衛生管理及び施設・設備に係わる管理等に習熟した者を品質管理責任者として1名を選任し、協会に届け出ること。

（認定審査料の納付）第13条

前条の規定に基づき認定申請を行う者は、認定申請書の提出後に別に定める工場認定のための審査料等（以下「認定審査料」という。）を検査協会の請求に基づき納入しなければならない。

（結果の通知）第14条第1項

協会は、第12条及び第16条の申請を受けたときは、検査協会に当該申請に係わる工場が別に定める認定基準を満たしているかについて調査を依頼し、その結果に基づき、当該工場の認定並びに認定有効期間を決定する。

第14条第2項

協会は、前項に基づく認定の可否並びに認定有効期間を当該申請者及び検査協会に対し、遅滞なく文書をもって通知する。

第14条第3項

当該申請者は認定の可否の通知を受け取った日から15日以内に、認定委員会に対し異議の申立をすることができる。

（変更の届出）第15条

前条第2項の認定を受けた工場に係わる製造業者は、第12条第2項の規定による認定申請書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更の内容及び年月日等を記載した様式5「認定品目の追加に関する審査依頼書」、様式5.2「認定範囲の変更若しくは範囲の拡大に関する審査依頼書」または様式7「冷凍食品製造工場認定申請書記載事項の変更届」等3部を、協会に届け出なければならない。

## 第4章 海外冷凍食品製造工場の認定申請手続

（海外工場の認定申請）第16条第1項

協会の海外会員は、協会に対し、水産冷凍食品、農産冷凍食品、畜産冷凍食品、調理冷凍食品及びその他の冷凍食品の区分ごとに認定工場として申請することができる。

## 第3項

認定申請にあたっては、第12条第3項を準用する。

## 第2項

前項の申請には、当該工場ごとに様式1「認定申請書」及び認定申請書添付書類並びに様式2の「海外冷凍食品製造工場の認定条件の申請」各3部を協会に提出しなければならない。

（認定申請の条件）第17条第1項

第16条に規定する海外工場の認定申請にあたっては、協会の会員である日本企業が全額又は一部出資している会社が所有する工場とし、日本の会員企業による指導・管理を十分行うことができること又はこれらと同等の指導・管理を行うことができると認められることを条件とする。

## 第2項

日本の会員企業は当該海外工場と協会との連絡窓口を設けるとともに、業務指導、会費・指導料の徴収等の円滑な遂行に努めるものとする。

（認定審査料の納付）第18条

認定審査料の納付は、第13条の規定を準用する。

## 第5章 冷凍食品製造工場の認定更新手続

（更新の申請）第19条

第4条第4項の認定の更新手続きは次の通りとする。

(1) 更新を希望する認定工場は、様式8、9による「冷凍食品製造工場認定更新申請書」を協会に提出しなければならない。

(2) 更新申請は認定の有効期間満了日の6ヶ月前より受け付けるものとする。その満了日を過ぎた場合には、新たに第3条に基づく認定審査を受けなければならない。

(3) 協会は、更新申請があった当該工場について、第7条の審査を行い、取消し事由に該当しないときは認定更新審査（以下「更新審査」という。）を行う。


<p>(更新審査料の納付) <b>第21条</b> 申請者は、更新申請が受理された後、第30条に定める更新審査料等を検査協会の請求に基づき<b>事前に納入</b>しなければならない。</p> <p>(更新審査) <b>第22条</b> 協会は、検査協会に当該申請工場が認定基準及び製品基準に適合しているか調査を依頼する。認定委員会は、その調査結果に基づき、当該工場の認定の可否及び有効期間を査定等を行う。 削除した。</p> <p>(結果の通知、異議申立) <b>第23条第1項</b> 更新された認定の有効期間は、従前の有効期間満了の日の翌日から起算するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2項</b></p> <p>結果の通知及び異議申立については、第15条を準用する。</p> <p><b>第6章 認定工場の格付検査及び工場指導</b></p> <p>(格付検査) <b>第24条第1項</b> 協会は、認定工場に対し、格付検査を行う。格付検査は、継続的に認定工場の管理状況を監査する定期検査と、認定工場で生産され、認定証票を付して販売される冷凍食品の品質・衛生状況等を確認する製品検査からなる。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2項</b></p> <p>格付検査の実務は、検査協会に委託する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第3項</b></p> <p>定期検査は「認定基準」及び「運用規定」に基づき、製品検査は「製品基準」に基づき行うものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第4項</b></p> <p>製品検査は、検査協会の検査員が定期検査時等に製品を抜き取って行うものとする。</p> <p>(工場指導) <b>第25条第1項</b> 協会は、有効期間を短縮した工場に対して、工場改善のため認定工場の指導(以下、「工場指導」という。)を行うが、工場指導の実務は、検査協会に委託する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2項</b></p> <p>協会が認める特段の事情がない限り、3年工場は年1回以上、2年工場は年2回以上の工場指導を受け、管理体制の向上に努めなければならない。 なお、標準である4年工場においても協会が必要と判断した場合は、工場指導を行うことがある。</p> <p style="text-align: center;"><b>第3項</b></p> <p>工場指導を受けた認定工場は、その費用として、第30条に定める工場指導手数料等を検査協会の請求に基づき、納めなければならない。</p> <p>(認定証票使用料) <b>第26条</b> 認定工場は、認定証票の使用料として認定証票を付して製造する冷凍食品につき、第30条に定める認定証票使用料を検査協会の請求に基づき支払うものとし、その基本料金は別記2の通りとする。認定証票使用料は、認定制度の運用、認定工場の検査費用等に充当する。</p> <p>(認定証票の不適切使用) <b>第27条</b> 協会は、定期検査等に基づき、認定証票及びその表示が不適当と判断したときは、当該認定工場に対し、その改善を指示すると共に、認定証票の使用を禁止することができる。</p> <p>(市販品の調査、改善指導) <b>第28条第1項</b> 検査協会は、製品であって、認定証票が付されて市販に供されているものが、「製品基準」を満たしているかを、別に定めるところにより調査し、その結果を協会に報告するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2項</b></p> <p>協会は、市販品の調査により、格付の表示が適当でないとして判断したときの措置は、第27条に準じるものとする。</p>	<p>(更新審査料の納付) <b>第20条</b> 申請者は、更新申請が受理された後、第30条に定める認定更新審査料等(以下、「更新審査料」という。)を検査協会の請求に基づき納めなければならない。</p> <p>(認定の更新審査) <b>第21条第1項</b> 協会は、検査協会に当該申請が認定基準に適合しているか更新審査のための調査を依頼し、その結果に基づき当該工場の認定を更新するかどうかを決定する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2項</b></p> <p>冷凍食品製造工場認定更新の実施要領については、別途定める。</p> <p>(結果の通知) <b>第22条第2項</b> 更新された認定の有効期間は、従前の有効期間満了の日の翌日から起算するものとする。</p> <p>(結果の通知) <b>第22条第1項</b> 協会は、前条第1項に基づく更新の可否並びに認定有効期間を当該申請者及び検査協会に対し、遅滞なく文書をもって通知する。</p> <p>(異議申立) <b>第23条第2項</b> 認定更新申請者は、認定不適合の通知を受け取った日から15日以内に、協会の認定委員会に対し異議の申立てをすることができる。</p> <p><b>第6章 認定工場の格付検査(定期検査)</b></p> <p>(格付検査) <b>第24条第1項</b> 協会は冷凍食品製造工場認定制度で認定した工場で生産され、認定商標を付して販売される冷凍食品の品質及び衛生の確保のために、継続的に当該工場の管理状況を判断する目的で格付検査(以下、「定期検査」という。)を実施すると共に、必要に応じて改善の工場指導を行う。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2項</b></p> <p>定期検査及び工場指導の実務は、検査協会に委託する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第3項</b></p> <p>定期検査は、「冷凍食品製造工場認定基準(第2編)」、「冷凍食品の品質基準(第3編)」、「冷凍食品の表示基準及び表示様式(第4編)」、「冷凍食品の衛生基準及び試験方法(第5編)」に基づき行うものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第4項</b></p> <p>定期検査において、冷凍食品の品質・衛生状況等を確認する目的で製品の抜き取り検査を行う場合があるが、その試料の抽出は検査協会の検査員が行うものとする。</p> <p>(格付検査) <b>第24条第1項</b> 協会は冷凍食品製造工場認定制度で認定した工場で生産され、認定商標を付して販売される冷凍食品の品質及び衛生の確保のために、継続的に当該工場の管理状況を判断する目的で格付検査(以下、「定期検査」という。)を実施すると共に、必要に応じて改善の工場指導を行う。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2項</b></p> <p>定期検査及び工場指導の実務は、検査協会に委託する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第5項</b></p> <p>認定有効期間の査定において、認定期間が3年間と認定された工場は年1回以上、2年間と認定された工場は年2回以上の認定工場指導(以下、「工場指導」という。)を受け、管理体制の向上に努めなければならない。 なお、この規定に該当しない工場であっても協会が必要と判断した場合、指導を行うことがあるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第6項</b></p> <p>工場指導に係わる費用として第30条に定める認定工場指導手数料等(以下、「工場指導手数料」という。)を検査協会の請求に基づき納めなければならない。</p> <p>(検査料) <b>第27条</b> 認定工場は、認定証票を付して製造する冷凍食品につき、第30条に定める冷凍食品の品質・衛生についての検査手数料等(以下「検査手数料」という。)を、検査協会の請求に基づき支払うものとする。</p> <p>(改善の指示) <b>第25条</b> 協会は、定期検査等に基づき、格付の表示が不適当と判断したときは、当該認定工場に対し、その改善を指示するとともに、認定証票の使用を禁止することができる。</p> <p>(市販品の調査、改善指導) <b>第28条第1項</b> 検査協会は、当該認定工場で製造された冷凍食品であって、認定証票が付されて市販に供されているものが、「冷凍食品の品質基準」及び「冷凍食品の衛生基準」を満たしているかを、別に定めるところにより調査し、その結果を協会に報告するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2項</b></p> <p>協会は、市販品の調査により、格付の表示が適当でないとして判断したときの措置は、第25条に準じるものとする。</p>
---	---

(認定証票付輸入冷凍食品の格付) 第29条  
 協会の会員が外国に所在する認定工場で製造し認定証票を付して販売する冷凍食品(以下、「認定証票付輸入冷凍食品」という。)について、協会が行う品質及び衛生等についての格付のための検査方法を次の通り定める。  
 (1) 格付のため検査依頼書等の提出については、別途定める。  
 (2) 検査協会が、冷凍食品格付依頼書に基づき、認定証票付輸入冷凍食品について行う検査の方法は、協会が定める「製品基準」に準ずるものとする。  
 (3) 当該認定工場は、認定証票付輸入冷凍食品に係わる品質管理及び衛生管理の記録を検査協会に提出するものとする。

第7章 冷凍食品製造工場の認定審査料等<sup>の</sup>徴収  
 (審査料等<sup>の</sup>徴収) 第30条  
 第13条で定める認定審査料等、第21条で定める更新審査料等及び第26条に定める認定証票使用料の徴収とそれらの金額を次の通り定める。

- (1) 認定審査料等  
 ア. 認定審査手数料 別記2の料金表の金額を適用する。  
 イ. 出張調査旅費 認定のために出張して調査した場合は、検査協会旅費規定に定める額に基づき、合理的に算定した旅費を審査手数料とは別に徴収するものとする。
- (2) 更新審査料等  
 ア. 更新審査手数料 別記2の料金表の金額を適用する。  
 イ. 出張調査旅費 更新のために出張して調査をした場合は、(1)のイ. 規定を準用する。
- (3) 定期検査費用等  
 ア. 認定証票使用料 別記2の料金表の金額を適用する。  
 イ. 出張検査等旅費 定期検査のために出張して検査をした場合は、(1)のイ. 規定を準用する。
- (4) 工場指導手数料等  
 ア. 工場指導手数料 別記2の料金表の金額を適用する。  
 イ. 工場指導旅費 工場指導のために出張して指導をした場合は、(1)のイ. 規定を準用する。
- (5) 工場立入調査費用等  
第7条第2項に定める立入調査の費用は、請求しない。ただし、立入りにより判明した事実が認定委員会により重大な不正と認められた場合は、調査に要した費用を(1)認定審査料等に準じて徴収する。

(別記1)  
 認定証票の様式及び表示の方法  
 冷凍食品製造工場認定要綱第6条第2項に定める「冷凍食品の品質基準」、  
 「冷凍食品の表示基準」及び「冷凍食品の衛生基準」に適合した製品に印刷する格付の認定証票の様式及び表示の方法を次の通り定める。

- (一) 様式
- 
- (二) 表示の方法
- (1) 認定証票の表示は最小包装単位で、かつ、一括表示事項を印刷した容器もしくは包装の1個ごとに見易い箇所に証票に擦れ等がないように印刷すること。
  - (2) 「認定証」の文字は白抜きとすること。
  - (3) 円の外径は15mm以上とすること。
  - (4) JASマークを印刷する場合は、JASマークの直径以下とすること。
  - (5) 認定証票は品質表示基準で定める一括表示事項を付した単位毎に外箱、内包装等に合わせて表示すること。但し、一括表示が無い「通い箱等」に認定証票を表示することを禁ずるものではない。認定証票の表示は最小包装単位で行うことが原則であるが、最小包装単位に認定証票を貼付した製品を輸送するために用いるダンボール等の外箱にも認定証票を貼付する場合は、外箱に最低限、商品名、内容量、賞味期限、保存方法、製造業者等の氏名を記載すること。
- (三) 表示の禁止事項等
- (1) 認定証票をラベル印刷し、容器もしくは包装の1個ごとに貼付してはならない。但し、一括表示事項と共に認定証票をラベル印刷し容器もしくは包装の1個ごとに貼付する場合を除く。また製品以外に認定証票を使用することは認めない。

(認定証票付輸入冷凍食品の格付) 第29条  
 協会の会員が外国に所在する認定工場で製造し認定証票を付して販売する冷凍食品(以下、「認定証票付輸入冷凍食品」という。)について、協会が行う品質及び衛生等についての格付のための検査方法を次の通り定める。  
 (1) 格付のため検査依頼書等の提出については、別途定める。  
 (2) 検査協会が、冷凍食品格付依頼書に基づき、認定証票付輸入冷凍食品について行う検査の方法は、協会が定める「冷凍食品の品質基準」及び「冷凍食品の衛生基準」に準ずるものとする。  
 (3) 当該認定工場は、認定証票付輸入冷凍食品に係わる品質管理及び衛生管理の記録を検査協会に提出するものとする。

第7章 冷凍食品製造工場の認定審査料等徴収<sup>手続き</sup>  
 (審査料等徴収<sup>手続</sup>) 第30条  
 「国内冷凍食品製造工場認定申請手続」第13条で規定する認定のための審査料等、「冷凍食品製造工場認定更新手続」第20条で規定する更新審査料等及び「冷凍食品の品質・衛生格付検査」第27条に定める検査手数料等の徴収<sup>手続</sup>を次の通り定める。

- (1) 冷凍食品製造工場認定審査料等  
 ア. 認定審査手数料 別記2の料金表の金額を適用する。  
 イ. 出張審査旅費 製造工場認定のために出張して審査した場合は、検査協会旅費規定に定める額に基づき合理的に算定した旅費を審査手数料とは別に徴収するものとする。
  - (2) 冷凍食品製造工場認定更新審査料等  
 ア. 更新審査手数料 別記2の料金表の金額を適用する。  
 イ. 出張審査旅費 認定工場の認定更新のために出張して審査をした場合は、(1)のイ. 規定を準用する。
  - (3) 冷凍食品の検査手数料等  
 ア. 検査手数料 別記2の料金表の金額を適用する。  
 イ. 出張検査等旅費 認定工場の定期検査のために出張して検査をした場合は、(1)のイ. 規定を準用する。
  - (4) 工場指導手数料  
 ア. 工場指導手数料 別記2の料金表の金額を適用する。  
 イ. 工場指導旅費 認定工場に出張して指導した場合は、(1)のイ. 規定を準用する。
- 記載なし。

(別記1)  
 同左。

(別記2)

冷凍食品製造工場の認定審査料等料金表

冷凍食品製造工場認定要領第30条に定める国内冷凍食品製造工場認定及び海外冷凍食品工場認定のための認定審査手数料、更新審査手数料、認定証票使用料及び工場指導手数料の金額は下記の通りとする。

- (1) のア. 認定審査手数料 一工場当たり 80,000円
- (2) のア. 更新審査手数料 一工場当たり 80,000円
- (3) のア. **認定証票使用料**

格付数量区分 (月当り)		認定証票使用料 (kg当り)
トン以上	トン未満	
～	10 "	150銭
10	～ 20 "	120 "
20	～ 30 "	100 "
30	～ 40 "	70 "
40	～ 50 "	56 "
50	～ 70 "	44 "
70	～ 80 "	40 "
80	～ 300 "	37 "
300	～ 500 "	36 "
500	～	35 "

※認定証票使用の基本料金として26,400円を定め、1年間の認定証票使用料がこれに満たない場合は、事業年度末に追徴する。

※認定証を不正使用した場合の措置として、不正使用した製品重量(kg単位)に150銭を乗じた金額を賠償として追徴する。

- (4) のア. 工場指導手数料 一工場、一回当たり 100,000円

附則(平成20年4月1日 制定)

この要領、別記1及び別記2は、平成21年4月1日から施行する。

附則(平成23年6月13日 一部改定)

この別記1は、平成23年9月1日から施行する。

附則(平成24年7月11日 一部改定)

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附則(平成24年11月14日 一部改定)

この要領及び別記2は、平成25年4月1日から施行する。

(別記2)

冷凍食品製造工場の認定審査料等料金表

冷凍食品製造工場認定要領第30条に定める国内冷凍食品製造工場認定及び海外冷凍食品工場認定のための審査料、更新審査料、並びに検査手数料、工場指導手数料等の金額は下記の通りとする。

- (1) のア. 認定審査手数料 一工場当たり 80,000円
- (2) のア. 更新審査手数料 一工場当たり 80,000円
- (3) のア. **検査手数料**

格付数量区分 (月当り)		検査手数料 (kg当り)
トン以上	トン未満	
～	10 "	150銭
10	～ 20 "	120 "
20	～ 30 "	100 "
30	～ 40 "	70 "
40	～ 50 "	56 "
50	～ 70 "	44 "
70	～ 80 "	40 "
80	～ 300 "	37 "
300	～ 500 "	36 "
500	～	35 "

記載なし。

- (4) のア. 工場指導手数料 一工場、一回当たり 100,000円

改正案（平成24年11月14日）	現 行
<p><b>冷凍食品の認定制度規定の運用</b></p> <p>I. 冷凍食品製造工場認定要領の運用について</p> <p>1. 国内工場の認定申請最低限度数量</p> <p><b>認定要領</b>第12条第3項（認定申請にあたっては当該工場の年間格付数量が60トン以上であることを条件とする。）の規定は、認定を受けた後に予期しなかった自然災害その他止むを得ない事情による正当な理由があると判断した場合はこの限りではない。</p> <p>それ以外の販売事情等自社都合の場合は、季節変動も含めて考慮の対象外とする。</p> <p>2. 分業工場の認定取扱運用基準</p> <p>冷凍食品製造工場の認定については、前処理、加工、冷凍、包装等製造工程の一部を分業している場合、それが下請、委託等の関係による分散であっても、分業の範囲の大小に係わらず、最終製品を管理し、品質管理全体に責任を有する主工場が認定の主体となるものとする。</p> <p>3. 認定工場証の交付、再交付、返却</p> <p>協会は、認定工場に対し、認定の有効期間に応じて、認定工場証を交付する。認定工場は交付された認定工場証を保管し、以下の場合は速やかに対応しなければならない。</p> <p>(1) 認定工場証を紛失した場合は、速やかに「<b>様式12</b> 認定工場証紛失届」及び「<b>様式13</b> 認定工場証再交付願」を協会に提出し、再交付を受けなければならない。</p> <p>(2) 認定更新が認められた場合は、更新以前の認定工場証は速やかに<b>協会</b>に返却しなければならない。</p> <p>(3) 認定工場でなくなった場合は、認定工場証並びに認定証票の清刷を速やかに<b>協会</b>に返却しなければならない。</p> <p>4. 認定審査実施<b>細則</b></p> <p>本制度に基づく認定審査は次のとおり実施する。</p> <p>(1) 必要書類の査収</p> <p>協会は認定審査を希望する会員の冷凍食品製造工場（以下申請者）から、認定審査に必要な以下の書類を査収する。</p> <p>① 認定申請書 ② 申請書添付書類等 ③ 営業許可証 ④ その他、協会が必要と認める書類等</p> <p>必要書類が不足または記載事項に不備がある場合は、申請者に対し再提出を求める。</p> <p>(2) 書類審査</p> <p>協会は申請者から提出された書類が本制度に適合する内容が審査を行う。書類審査の結果、本制度に適合すると判断した場合は、委託契約に基づいて検査協会に認定調査を依頼し、調査に必要な書類を2部検査協会宛に送付する。</p> <p>(3) 認定調査の実施</p> <p>検査協会は、調査に必要な書類を受理後、検査員を当該申請工場に派遣し、本制度に基づく認定調査及び製品検査を行う。なお、「<b>認定基準</b>」に基づく評価点の算出方法は、「冷凍食品製造工場認定調査報告書」様式によるものとする。</p> <p>(4) 認定調査結果の報告</p> <p>検査協会は、認定調査後、<b>原則2</b>週間以内に「冷凍食品製造工場認定調査報告書」及び「冷凍食品製造工場認定調査の品質・衛生結果表」を作成し、協会に同報告書各2部を送付する。</p> <p>(5) 認定審査結果の通知</p> <p>協会は、認定要領<b>第4条及び第5条</b>に基づき、認定の可否及び可の場合は有効期間を<b>査定</b>後、その結果を通知する文書を作成し、検査協会が作成した同報告書1部とともに申請者宛に送付する。</p> <p>5. 更新審査実施<b>細則</b></p> <p>本制度に基づく更新審査は次のとおり実施する。但し更新審査を希望する認定工場において更新を迎える前々年度及び前年度の年間格付数量が60トン未満であった場合は、更新審査の申請があった時点で工場個別に対応するものとし、状況によっては更新調査を受付ない場合もある。尚、60トン未満が予期しなかった自然災害その他止むを得ない事情による正当な理由があると判断した場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 必要書類の査収</p> <p>協会は更新審査を希望する会員の認定工場（以下申請者）から、更新審査に必要な以下の書類を査収する。</p> <p>① 更新申請書 ② 申請書添付書類等 ③ 営業許可証 ④ その他、協会が必要と認める書類等</p> <p>必要書類が不足または記載事項に不備がある場合は、申請者に対し再提出を求める。</p>	<p>記載なし。</p> <p>I. 冷凍食品製造工場認定要領の運用について</p> <p>1. 国内工場の認定申請最低限度数量</p> <p><b>冷凍食品製造工場</b>認定要領第12条第3項（認定申請にあたっては当該工場の年間格付数量が60トン以上であることを条件とする。）の規定は、認定を受けた後に予期しなかった自然災害その他止むを得ない事情による正当な理由があると判断した場合はこの限りではない。</p> <p>それ以外の販売事情等自社都合の場合は、季節変動も含めて考慮の対象外とする。</p> <p>同左。</p> <p>3. 認定工場証の交付、再交付、返却</p> <p>協会は、認定工場に対し、認定の有効期間に応じて、認定工場証を交付する。認定工場は交付された認定工場証を保管し、以下の場合は速やかに対応しなければならない。</p> <p>(1) 認定工場証を紛失した場合は、速やかに「認定工場証紛失届」及び「認定工場証再交付願」を協会に提出し、再交付を受けなければならない。</p> <p>(2) 認定更新が認められた場合は、更新以前の認定工場証は速やかに返却しなければならない。</p> <p>(3) 認定工場でなくなった場合は、認定工場証並びに認定証票の清刷を速やかに返却しなければならない。</p> <p>4. 認定審査実施<b>要領</b></p> <p>本制度に基づく認定審査は次のとおり実施する。</p> <p>(1) 必要書類の査収</p> <p>協会は認定審査を希望する会員の冷凍食品製造工場（以下申請者）から、認定審査に必要な以下の書類を査収する。</p> <p>① <b>冷凍食品製造工場</b>認定申請書 ② 申請書添付書類等 ③ 営業許可証 ④ その他、協会が必要と認める書類等</p> <p>必要書類が不足または記載事項に不備がある場合は、申請者に対し再提出を求める。</p> <p>(2) 書類審査</p> <p>協会は申請者から提出された書類が本制度に適合する内容が審査を行う。書類審査の結果、本制度に適合すると判断した場合は、委託契約に基づいて検査協会に認定調査を依頼し、調査に必要な書類を2部検査協会宛に送付する。</p> <p>(3) 認定調査の実施</p> <p>検査協会は、調査に必要な書類を受理後、検査員を当該申請工場に派遣し、本制度に基づく認定調査及び製品検査を行う。なお、<b>冷凍食品認定工場基準（第2編）</b>に基づく評価点の算出方法は、「冷凍食品製造工場認定調査報告書」様式によるものとする。</p> <p>(4) 認定調査結果の報告</p> <p>検査協会は、認定調査後<b>2</b>週間以内に「冷凍食品製造工場認定調査報告書」及び「冷凍食品製造工場認定調査の品質・衛生結果表」を作成し、協会に同報告書各<b>2</b>部を送付する。</p> <p>(5) 認定審査結果の通知</p> <p>協会は、<b>冷凍食品製造工場</b>認定要領<b>第6条第2項</b>に基づき認定の可否及び可の場合は<b>認定</b>の有効期間を<b>判定</b>後、その結果を通知する文書を作成し、検査協会が作成した同報告書1部とともに申請者宛に送付する。</p> <p>5. 更新審査実施<b>要領</b></p> <p>本制度に基づく更新審査は次のとおり実施する。但し更新審査を希望する認定工場において更新を迎える前々年度及び前年度の年間格付数量が<b>6.0</b>トン未満であった場合は、更新審査の申請があった時点で工場個別に対応するものとし、状況によっては更新調査を受付ない場合もある。尚、<b>6.0</b>トン未満が予期しなかった自然災害その他止むを得ない事情による正当な理由があると判断した場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 必要書類の査収</p> <p>協会は更新審査を希望する会員の認定工場（以下申請者）から、更新審査に必要な以下の書類を査収する。</p> <p>① <b>冷凍食品製造工場認定</b>更新申請書 ② 申請書添付書類等 ③ 営業許可証 ④ その他、協会が必要と認める書類等</p> <p>必要書類が不足または記載事項に不備がある場合は、申請者に対し再提出を求める。</p>



<p>(2) 更新調査の実施 検査協会は、調査に必要な書類を受理後、検査員を当該申請工場に派遣し、本制度に基づく更新調査を行う。なお、「<u>認定基準</u>」に基づく評価点の算出方法は、「<u>冷凍食品製造工場更新調査報告書</u>」様式によるものとする。</p> <p>(3) 更新調査結果の報告 更新調査後、<u>原則2週間</u>以内に「<u>冷凍食品製造工場更新調査報告書</u>」を作成し、協会に同報告書2部を送付する。</p> <p>(4) 更新審査結果の通知 協会は、<u>認定要領第4条及び第5条</u>に基づき、更新の<u>可否及び可の場合は有効期間を査定後</u>、その結果を通知する文書を作成し、検査協会が作成した同報告書1部とともに当該申請工場宛に送付する。</p> <p>6. 認定及び更新審査において審査結果が認定基準を満たさなかった場合の措置 認定及び更新審査の申請者（更新審査においては認定工場）は、審査の結果、認定基準を満たさなかった場合の措置として再審査を協会に申請することができるものとするが、再審査の条件や提出資料等については協会が別に定める規定に基づいて行うものとする。また再審査にかかる手数料等については初回審査と同様に申請者が負担するものとする。 なお、軽度の基準未達成と判断され認定委員会が認定した場合は、これらの規定を適用せずに再審査することがある。</p> <p>II. 冷凍食品製造工場の定期検査及び指導の運用について</p> <p>1. 認定工場の定期検査の頻度 定期検査は<u>協会が認める特段の事情がない限り</u>、有効期間に拘らず<u>2回/年を原則とする。ただし、状況に応じて適宜その回数を増減することができるものとする。</u> <u>正当な理由がなく定期検査を拒否することはできないものとし、拒否する場合は、認定要領第7条第2項に定める立入調査を行うものとする。</u></p> <p>2. 認定工場定期検査報告書の取扱い 検査協会は本制度に基づく認定工場の定期検査を実施した場合、定期検査の後、<u>原則2週間</u>以内に別に定める「<u>認定工場定期検査報告書</u>」を作成し認定工場宛に同報告書を送付する。また製品の抜き取り検査の結果、不適合が判明した場合には、その報告書を認定工場宛に送付すると同時に協会宛にも送付する。</p> <p>3. 工場指導の実施 検査協会は、本制度に基づく工場指導を実施する場合、実施の前に工場に対して別に定める「<u>工場指導計画書</u>」を送付して指導内容を明らかにするものとする。 <u>正当な理由がなく工場指導を拒否することはできないものとし、拒否する場合は、認定調査第7条第2項に規定する立入調査を行うものとする。</u> 検査協会は、「<u>工場指導計画書</u>」に基づいて工場指導を実施した場合、工場指導実施の後、<u>原則2週間</u>以内に別に定める「<u>工場指導結果報告書</u>」を作成し、協会及び認定工場宛に同報告書を各1部送付する。</p> <p><u>4. 品質管理責任者</u> 品質管理責任者は、「<u>認定基準</u>」に定める要件を満たさなければならない。<u>品質管理責任者は、品質及び衛生の向上を図ることを推進し、工場認定に係わる品質管理諸業務を統括する。</u> 品質管理を担当する職員の中から、品質管理責任者を補佐する者（以下、「<u>品質管理補佐員</u>」という。）を1名以上置くことができる。</p> <p><u>附則（平成20年4月1日 制定）</u> <u>この運用規定は、平成21年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>附則（平成23年6月13日 一部改定）</u> <u>この運用規定は、平成23年9月1日から施行する。</u></p> <p><u>附則（平成24年11月14日 一部改定）</u> <u>この運用規定は、平成25年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(2) 更新調査の実施 検査協会は、調査に必要な書類を受理後、検査員を当該申請工場に派遣し、本制度に基づく更新調査を行う。なお、<u>冷凍食品認定工場基準（第2編）</u>に基づく評価点の算出方法は、「<u>冷凍食品製造工場認定調査報告書</u>」様式によるものとする。</p> <p>(3) 更新調査結果の報告 更新調査後、<u>2週間</u>以内に「<u>冷凍食品製造工場認定調査報告書</u>」を作成し、協会に同報告書2部を送付する。</p> <p>(4) 更新審査結果の通知 協会は、<u>冷凍食品製造工場認定要領第6条第2項</u>に基づき更新の有効期間を<u>判定後</u>、その結果を通知する文書を作成し、検査協会が作成した同報告書1部とともに当該申請工場宛に送付する。</p> <p>同左。</p> <p>II. 冷凍食品製造工場の定期検査及び指導の運用について</p> <p>1. 認定工場の定期検査の頻度 定期検査は有効期間に拘らず<u>最低2回/年とするが、有効期間が2年又は3年の短縮工場においては不適合状態の改善確認の為、適宜その回数を増やすものとする。なお海外冷凍食品製造工場の場合は有効期間に拘らず、状況に応じて回数は変更するものとする。</u></p> <p>2. 認定工場定期検査報告書の取扱い 検査協会は本制度に基づく認定工場の定期検査を実施した場合、定期検査の後、<u>2週間</u>以内に別に定める「<u>認定工場定期検査報告書</u>」を作成し認定工場宛に同報告書を送付する。また製品の抜き取り検査の結果、不適合が判明した場合には、その報告書を認定工場宛に送付すると同時に協会宛にも送付する。</p> <p>3. 工場指導の実施 検査協会は、本制度に基づく工場指導を実施する場合、実施の前に工場に対して別に定める「<u>工場指導計画書</u>」を送付して指導内容を明らかにするものとする。 検査協会は、「<u>工場指導計画書</u>」に基づいて工場指導を実施した場合、工場指導実施の後、<u>2週間</u>以内に別に定める「<u>工場指導結果報告書</u>」を作成し、協会及び認定工場宛に同報告書を各1部送付する。</p> <p><u>認定要領（品質管理責任者の設置）第26条第2項</u> 品質管理責任者は、認定基準に定める<u>技術者の資格を有するものとし、工場認定に係わる品質管理諸業務、並びに検査協会の指示の下で定期検査の試料の抽出等に係わる職務を行う。</u></p> <p><u>認定要領（品質管理責任者の設置）第26条第3項</u> 品質管理を担当する者の中から、品質管理責任者を補佐する者（以下、「<u>品質管理補佐員</u>」という。）を1名以上置くことができる。</p>
--	---